四條畷学園大学動物実験規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 17 年公布法律第 68 号）と、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。）の規程と、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日告示）（以下「基本指針」という。）及び日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成 18 年 6 月 1 日通知）を踏まえて、本学における動物実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（趣旨及び基本原則）

第２条　この規程は、四條畷学園大学における動物実験が科学的、教育的観点、動物愛護の観点ならびに実験等に携わる教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験を適正に行うために必要な事項を定めるものである。

２　動物実験実施にあたっては、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、及びできる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するとともに、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってこれを行わなければならない。

（組織）

第３条　前条に掲げる目的を達成するため、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置くとともに、動物実験管理主任者（以下「管理主任者」という。）を置く。

管理主任者とは、学長のもとで本学における動物実験及び実験動物の管理を統括するものである。

第２章　適用範囲

（適用範囲）

第４条　この規程は、本学で行われる哺乳類、鳥類、爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用すること。

２　動物実験等を別の機関に委託等する場合は、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する指針に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第３章　学長の責務

（学長の責務）

第５条　学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有する。

２　学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じる権限を有する。

３　学長は、動物実験等の適正な施設に関する諮問・助言組織として、第３条に定める委員会を置く。

４　学長は、必要に応じて２項に規定した学長権限の一部を別に選任された管理主任者に移譲することができる。

第４章　管理主任者

第６条　管理主任者は法律、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン及び本規程を熟知するとともに、動物実験に係わる知識及び技術を習熟した者であって、次の任務を行う。

（１）動物実験が法律、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン及び本規程に従って適正に遂行されていることの確認

（２）実験責任者に対し、動物実験等の必要な事項についての指導・助言

（３）委員会と十分に連絡を取り、必要な事項について委員会への報告又は勧告

２　管理主任者は、学長が委嘱する。

第５章　動物実験委員会

（委員会の役割）

第７条　委員会は、次の事項について審議・審査し、学長に報告、助言する。

（１）規程の制定・改廃

（２）動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審査

（３）動物実験計画の実施結果に関すること

（４）施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること

（５）実験動物及び関係法令等の教育訓練に関すること

（６）その他、動物実験の適正な実施のために必要な事項に関すること

（委員会の構成）

第８条　委員会は、次に掲げる者により構成する。

（１）管理主任者

（２）学部長

（３）自然科学系の教員１名

（４）医学分野以外の学外の学識経験者１名

（５）事務系職員１名

（委員長等）

第９条　委員会に委員長を置き、管理主任者をもってこれにあてる。

２　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

３　委員長に事故ある時は、学長が指名した委員を委員長代行としその職務を代行する。

４　委員会を構成する者は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画書の審査には加わることができない。

５　委員会は委員の４分の３以上（委任状を含む）の出席により成立する。

６　委員会の議決は、原則全員一致とする。

（委員の任期）

第１０条　学長は第７条に掲げる者を委員に任命する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　学部長は、その職責にある期間とする。

（担当事務）

第１１条　委員会に関する事務は、事務局が行う。

２　事務局は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存を行わなければならない。

第６章　動物実験等の実施

（動物実験計画の立案）

第１２条　動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保ならびに動物愛護の観点から、動物実験計画書を立案し、所定の動物実験計画承認申請書を学長に提出し、承認を受けなければならない。

２　動物実験計画の立案に当たっては、以下の点について配慮するものとする。

（１）動物実験等の目的と必要性に関すること。

（２）代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること）等実験動物を適切に利用すること。

（３）実験動物の選択（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること）等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に達した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮する必要があること。

（４）苦痛の軽減（法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えないこと）等により動物実験を行うこと。

（５）動物実験等を計画する段階で、人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

（実験操作）

第１３条　動物実験従事者は、以下の事項を遵守しなければならない。

（１）適切に管理された施設及び設備（第６章における設置承認を受けた施設）を用いて動物実験を行うこと。

（２）動物実験従事者は、計画書に記載された事項を遵守すること。

（３）安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関連法律や別に定める規程などに従うこと。

（４）物理的、化学的に危険な材料又は病原体を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

（５）動物実験従事者は、実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

（６）動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、飼養動物数、計画からの変更の有無、成果等について所定の様式により、学長に報告すること。

第７章　動物実験等の実施

（飼養保管施設の設置）

第１４条　飼養保管施設を設置する場合は、動物実験責任者が管理者となり、「飼養保管施設設置承認申請書」を学長に提出し、その承認を得なければならない。

（飼養保管施設の要件）

第１５条　飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

（１）実験動物種や飼養保管等に応じた飼育設備や衛生設備、実験動物の逸走防止の構造を有すること。

（２）臭気、騒音、廃棄物等による飼育施設周辺の環境への悪影響をおよぼさないように配慮する

こと。

（実験室の設置）

第１６条　実験動物に実験操作などを行う実験室を設置する場合、実験室を管理する動物実験責任者は、動物実験室設置承認申請書により、学長の承認を得なければならない。

（実験室の要件）

第１７条　実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

（１）実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

（２）排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

（３）臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

（施設等の維持管理）

第１８条　管理主任者は、研究遂行上の要件、動物の生理、生態、習性及び衛生管理、安全管理のための必要条件を調和させながら施設等を構築・運営するように努めなければならない。

（施設等の廃止）

第１９条　管理主任者は、飼養保管施設を廃止する場合、１カ月以内に学長に届けなければならない。

２　管理主任者は、飼養保管施設の廃止にあたり、必要に応じて、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すように努めなければならない。

第８章　実験動物の飼養及び保管

（標準操作手順の作成と周知）

第２０条　管理主任者は、飼養保管の標準操作手順を定め、動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者に周知しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第２１条　動物実験責任者、動物実験従事者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

（実験動物の導入）

第２２条　動物実験責任者は、実験動物の導入にあたっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

２　動物実験責任者は、飼養環境への順化・順応を図るための措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第２３条　動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

（健康管理）

第２４条　動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、実験目的以外の実験動物の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行わなくてはならない。

２　動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、実験目的以外の実験動物が傷害や疾病にかかった場合、適切な治療等を行わなくてはならない。

（異種又は複数動物の飼育）

第２５条　動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容をしなくてはならない。

（記録の保存及び報告）

第２６条　管理主任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなくてはならない。

２　管理主任者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と匹数等について、学長に報告しなければならない。

（譲渡等の際の情報提供）

第２７条　管理主任者は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなくてはならない。

（輸送）

第２８条　管理主任者は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、ヒトへの危険防止に努めなければならない。

第９章　安全管理

（健康診断）

第２９条　管理主任者は、動物実験責任者、実験動物従事者及び飼養者の健康管理のため、動物実験責任者、実験動物従事者及び飼養者に対し、使用等の開始前及び開始後１カ年を超えない期間ごとに健康診断を行わなければならない。また必要に応じ別に健康診断を行うことができる。

２　健康診断は、本学定期健康診断の受診をもってかえることができる。

（危険防止）

第３０条　管理主任者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

２　管理主任者は、ヒトに危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなくてはならない。

３　管理主任者、動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、実験動物由来の感染症に対して、予防および発生時の必要な措置を迅速に講じなければならない。

４　管理主任者、動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（緊急時の対応）

第３１条　管理主任者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、周知を図らなければならない。

２　管理主任者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第１０章　教育訓練

（教育訓練）

第３２条　委員会は、動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者に対し、以下の事項に関して所定の教育訓練を行わなければならない。

（１）関連法令、指針等、本規程に関する事項

（２）動物実験等の方法に関する基本的事項

（３）実験動物の飼養保管に関する事項

（４）安全確保に関する事項

（５）その他、適切な動物実験の実施に関する事項

２　管理主任者、動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者は、学術団体及び関係省庁等が開催する関係会議への出席、シンポジウム及びセミナー等の受講をもって教育訓練とすることができる。

（実施記録の保存）

第３３条　教育訓練の実施日、実施内容、講師及び受講者名を記録し、それらを３年間保存しなければならない。

第１１章　自己点検・評価・検証

（自己点検・評価．検証）

第３４条　学長は、委員会に対し、基本指針への適合性についての自己点検・評価を行わせなければならない。

２　委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

３　委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験従事者及び飼養者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

４　学長は、自己点検・評価の結果について、本学評価委員会に報告し検証を受けるように努めなければならない。

５　自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

第１２章　雑則

（準用）

第３５条　第４条に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

（雑則）

第３６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、動物実験委員会で審議し、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。